

経緯

- 令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」が成立
【児童福祉法第18条の20の4】（令和6年4月1日施行）
 - ・ 特定登録取消者の氏名及び取消の事由等に関する情報に係るデータベースの整備
 - ・ 保育士を任命し、又は雇用する者は、任命又は雇用しようとするときは、データベースを活用
- 法改正を踏まえ、令和5年3月に厚生労働省子ども家庭局長通知「**保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針**」が示された。（以下、「基本的な指針」という。）

保育士特定登録取消者管理システム

- 国は、特定登録取消者の氏名・登録取消の事由等に関するデータベースとして、**保育士特定登録取消者管理システム**の運用を、令和6年4月1日より開始

【データベース活用対象施設・事業】

保育所・認定こども園・一時預かり事業・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業
認可外保育施設（企業主導型含む届出対象の施設）・預かり保育（子ども・子育て支援法に基づくもの）・認可外保育施設（届出対象外施設）
乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・一時保護施設・病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定医療機関）
児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設
児童発達支援センター・児童心理治療施設
女性相談支援センター・女性自立支援施設

※「基本的な指針」別添4（P34、35）参照

データベースの活用

- **対象施設・事業において保育士を任命・雇用しようとするときは、データベースを活用し、採用内定予定者の情報を確認する。**
- データベースの活用は、公私立の別・前職の有無・任用形態（常勤・任期付・臨時的任用・再任用・会計年度）・勤務時間（フルタイム・パートタイム）等によらず、保育士を任命・雇用しようとする場合に行うこと。

※「基本的な指針」第2の3（2）（P20～22）参照